平成２１年（フ）第４６号
広島県庄原市木戸町473番地
債務者　長野　豊広
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第４９５号
川崎市川崎区日進町９番地17美登里211
債務者　石川　博
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
岐阜県大垣市禾森町２丁目66番地エル禾森203
債務者　棚橋　祥人
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
岐阜県大垣市南一色町709番地１
債務者　重綱　勝也
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
岐阜県大垣市中川町２丁目96番地１　和田コーポ101
債務者　村井　義一
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
愛知県稲沢市重本１丁目140番地
債務者　伊藤　春男
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３２８号
愛知県稲沢市重本１丁目140番地
債務者　伊藤多美子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４９１号
愛知県安城市里町大道畑43番地12
債務者　正入木典江
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
愛知県西尾市道光寺町東縄４番地１　緑風館Ａ棟205号室
債務者　外山　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2767番地の３
債務者　戸坂　貴英
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第５８号
和歌山県田辺市秋津町399番地の11
債務者　楠本　靖子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第６５号
和歌山県田辺市湊1522番地の８
債務者　小林　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第１９７号
山形市青田４丁目９番10号
債務者　白川　笑
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９８号
山形市青田４丁目９番10号
債務者　白川いずみ
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１６号
山形県東村山郡山辺町大字山辺699番地、前住所山形県新庄市大字鳥越1036番地の29
債務者　日野　貴博
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２５号
山形市高原町232番地６
債務者　高梨　恵美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３６号
山形県東根市大字羽入2730番地１
債務者　加藤　春美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４８号
山形県天童市交り江２丁目５番29号　メゾンヴェルディＢ―105号
債務者　海野　智仁
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部